伊勢広域環境組合

し尿処理施設運転管理業務委託

入札説明書

令和元年9月

伊勢広域環境組合

目　　次

[第1　入札説明書等の定義 1](#_Toc460247379)

[第2　業務概要 2](#_Toc460247380)

[1．業務概要 2](#_Toc460247381)

[(1)　目的 2](#_Toc460247382)

[(2)　業務委託名 2](#_Toc460247383)

[(3)　業務内容 2](#_Toc460247384)

[(4)　業務実施場所 2](#_Toc460247385)

[(5)　施設名称 2](#_Toc460247386)

[(6)　施設管理者 2](#_Toc460247387)

[(7)　施設概要 2](#_Toc460247388)

[2．委託期間及び契約の考え方 3](#_Toc460247389)

[(1) 委託期間 3](#_Toc460247390)

[(2) 運転準備期間に発生する費用 3](#_Toc460247391)

[(3) 契約期間終了時の取扱 3](#_Toc460247392)

[第3　事業者の募集及び選定に関する事項 4](#_Toc460247393)

[1．総合評価指名競争入札方式による事業者選定の手順 4](#_Toc460247394)

[2．契約締結までのスケジュール 5](#_Toc460247395)

[第4 応募に関する条件等 6](#_Toc460247396)

[1．応募者の備えるべき入札参加資格要件 6](#_Toc460247397)

[(1) 応募者の構成等 6](#_Toc460247398)

[(2) 応募者の入札参加資格要件 6](#_Toc460247399)

[2．応募に関する留意事項 6](#_Toc460247400)

[(1) 入札説明書等の承諾 6](#_Toc460247401)

[(2) 費用負担 6](#_Toc460247402)

[(3) 入札保証金 6](#_Toc460247403)

[(4) 使用する言語､計量単位､通貨単位及び時刻 6](#_Toc460247404)

[(5) 電子データの使用ソフト 7](#_Toc460247405)

[(6) 著作権 7](#_Toc460247406)

[(7) 業務提案書の取扱い 7](#_Toc460247407)

[(8) 組合が提示する参考資料の取扱い 7](#_Toc460247408)

[(9) 入札無効に関する事項 7](#_Toc460247409)

[(10) 入札の延期等 7](#_Toc460247410)

[(11) 予定価格 7](#_Toc460247411)

[(12) その他 7](#_Toc460247412)

[3．業務条件 8](#_Toc460247413)

[(1) 組合が支払う委託料 8](#_Toc460247414)

[(2)　業務の委託 8](#_Toc460247415)

[第5 入札手続 9](#_Toc460247416)

[1．入札に関する手続 9](#_Toc460247417)

[(1) 入札説明書等の公表 9](#_Toc460247418)

[(2)　入札説明書等に関する質問の受付と回答 9](#_Toc460247419)

[(3) 入札参加申込書及び入札参加資格審査申請書の提出 9](#_Toc460247420)

[(4) 現地見学及び資料閲覧 10](#_Toc460247421)

[(5) 入札参加資格の確認 11](#_Toc460247422)

[(6)　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 11](#_Toc460247423)

[(7)　入札の辞退 11](#_Toc460247424)

[(8)　業務提案書及び入札書の提出 11](#_Toc460247425)

[(9)　開札及び再度入札 12](#_Toc460247426)

[(10) 業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング 13](#_Toc460247427)

[(11) その他 13](#_Toc460247428)

[第6　落札者の決定 14](#_Toc460247429)

[1．最優秀提案者の選定 14](#_Toc460247430)

[(1)　審査委員会の設置 14](#_Toc460247431)

[(2) 審査の方法 14](#_Toc460247432)

[(3)　審査項目 14](#_Toc460247433)

[2．落札者の決定 14](#_Toc460247434)

[3．結果の公表 14](#_Toc460247435)

[(1)　入札結果 14](#_Toc460247436)

[(2)　審査講評 14](#_Toc460247437)

[第7　契約概要 15](#_Toc460247438)

[1．契約の概要 15](#_Toc460247439)

[(1)　契約手続 15](#_Toc460247440)

[(2)　契約の締結 15](#_Toc460247441)

[(3)　その他 15](#_Toc460247442)

[2．業務の継続が困難となった場合の措置 15](#_Toc460247443)

[(1) 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合 15](#_Toc460247444)

[(2) 組合の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合 16](#_Toc460247445)

[(3) 事業者及び組合の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合 16](#_Toc460247446)

第1入札説明書等の定義

「伊勢広域環境組合　し尿処理施設運転管理業務委託　入札説明書」(以下「入札説明書」という。)は、伊勢広域環境組合(以下「組合」という。) が設置したし尿処理施設、その他関連施設等(以下「施設」という。)での運転管理業務(以下「本業務」という｡)を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を総合評価指名競争入札方式により募集及び選定するに当たり、入札に参加しようとする者に公表するものである。

本入札説明書と同時に公表する本業務の「仕様書」「落札者決定基準」「様式集」は、入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）である。

募集は、受注希望型(公募型)で実施することとし、応募者は入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出すること。

第2　業務概要

1．業務概要

(1)　目的

本業務を、安全かつ適正に遂行するため委託するものである。

(2)　業務委託名

し尿処理施設運転管理業務委託

(3)　業務内容

本業務は、施設の運転管理業務であり、運転管理業務の内容は、「伊勢広域環境組合 し尿処理施設 運転管理業務委託 仕様書」のとおりである。

(4)　業務実施場所

伊勢市植山町245番地1

(5)　施設名称

伊勢広域環境組合　クリーンセンター

(6)　施設管理者

伊勢広域環境組合　管理者　鈴木　健一

(7)　施設概要

本業務の対象とする施設の概要は以下のとおりである。

|  |  |
| --- | --- |
| **表1　施設概要** | |
| 項目 | 内容 |
| 処理方式 | 高負荷脱窒素＋高度処理  (砂ろ過＋活性炭吸着) |
| 能力及び規模 | 270kl/日(135kl/日×2系列) |
| 建設概要 | 鉄筋コンクリート造　地上2階地下1階 |
| 延床面積 | 4,998㎡ |
| 供用開始年月 | 平成4年4月 |
| 設計・施工 | 株式会社　クボタ |

2．委託期間及び契約の考え方

(1) 委託期間

ア 運転準備期間

契約締結日から令和2年3月31日まで。

イ　委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで。

(2) 運転準備期間に発生する費用

ア 運転準備期間に発生する教育指導等に係る費用は、事業者の負担とする。

イ　事業者は、現在業務委託している運転管理業者(以下「現事業者」という。)から引継ぎを受けることとし、引継期間中に発生する費用については、事業者と現事業者の協議により定めることとする。

ウ　上記 イ で定めた費用は、事業者が現事業者に対して支払うものとする。

(3) 契約期間終了時の取扱

ア　事業者は、業務期間終了に際し、施設を運転開始時と同等の良好な施設状態かつ基本性能を満たす状態で、組合に引き渡すこと。

イ　事業者は、業務期間終了に際し、必要と認められる時期において、次期業務委託事業者等、組合が指定する者への業務の引継ぎを行わなければならない。

第3　事業者の募集及び選定に関する事項

事業者の募集及び落札者の選定は、地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)第167条の12の規定に基づく総合評価指名競争入札方式によるものとする。

1．総合評価指名競争入札方式による事業者選定の手順

事業者の選定の手順は、図のとおり行うものとする。



**図1　総合評価指名競争入札方式による事業者の選定手順**

2．契約締結までのスケジュール

総合評価方式による事業者選定のスケジュール(予定)は、おおむね次のとおりとし、変更もありうる。

|  |  |
| --- | --- |
| **表2　事業者選定スケジュール** | |
| 項目 | 日程 |
| 入札公告及び入札説明書等の公表 | 令和元年 9月20日(金) |
| 入札説明書等に対する質問受付期限 | 令和元年 9月30日(月) |
| 入札説明書等に対する質問への回答 | 令和元年10月 7日(月) |
| 入札参加資格審査申請書の提出期限  現地見学・資料閲覧の申込期限 | 令和元年10月11日(金) |
| 入札参加資格審査結果の通知  現地見学・資料閲覧日の回答 | 令和元年10月21日(月) |
| 現地見学・資料閲覧 | 令和元年10月28日(月)～　11月 1日(金) |
| 業務提案書及び入札書の提出期限 | 令和元年11月8日(金) |
| プレゼンテーション及びヒアリング  開札  最優秀提案者の決定 | 令和元年12月22日(日) |
| 審査結果通知 | 令和2年 1月 下旬 |
| 業務委託契約書の締結 | 令和2年 1月 下旬 |

第4 応募に関する条件等

1．応募者の備えるべき入札参加資格要件

応募者の備えるべき入札参加資格要件(以下、「入札参加資格要件」という。)は次のとおりである。

(1) 応募者の構成等

応募者は、指名願いを提出している単体事業者とし、共同企業体は認めない。

(2) 応募者の入札参加資格要件

応募者は、入札参加資格確認基準日(令和元年10月16日(木)とする。)において、次に掲げる要件を全て備えること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年 政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ　伊勢広域環境組合競争入札参加資格者名簿又は構成市町(伊勢市、明和町、玉城町、度会町)競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 構成市町(伊勢市、明和町、玉城町、度会町)建設工事等に係る資格(指名)停止措置要領に基づく資格(指名)停止期間中でないこと。

エ 「伊勢市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」に基づく措置要件に該当する者でないこと。

オ し尿処理施設(高負荷脱窒素方式で処理能力が110kl／日以上のものに限る。)の運転管理業務の複数年契約を、履行完了した元請けとしての実績を有すること。ただし、履行を継続しているものについては、満2年間を経過していること。

2．応募に関する留意事項

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は､業務提案書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に関し必要な費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(4) 使用する言語､計量単位､通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法(平成4年 法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(5) 電子データの使用ソフト

電子メールで提出する書類や、CD-ROMで提出する電子データは「Microsoft Excel」(Windows版)及び「Microsoft Word」(Windows版)を使用し、作成すること。

(6) 著作権

応募者から入札説明書等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、組合は、本業務の範囲において公表する場合、その他組合が必要と認める場合には、入札説明書等に基づき提出される書類の内容を無償で使用できる。

(7) 業務提案書の取扱い

提出された業務提案書については、変更することができない。また、理由のいかんにかかわらず、返却しない。

(8) 組合が提示する参考資料の取扱い

組合が提示する参考資料は、入札に係る検討以外の目的で使用してはならない。

また、この検討の範囲内であっても、組合の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、又は内容を提示してはならない。

(9) 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 業務提案書に虚偽の記載がある場合

イ 業務提案書に不備がある場合

ウ 業務提案書の提出期限までに提出されない場合

エ 入札参加資格要件を欠いている場合

オ 著しく信義に反する行為をした場合

カ 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

キ 入札価格が予定価格を超えた場合

ク アからキに挙げるものの他、組合が特に指定した事項に違反した場合

(10) 入札の延期等

組合が必要と認めたときは入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。この場合に応募者に発生した費用は、応募者の負担とする。

(11) 予定価格

事後公表とする。

(12) その他

ア　入札説明書等に定めるものの他、入札に当たって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

イ　質問や書類の提出は土曜、日曜、祝日を除く平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとする。電子メール及びFAXに関してはこの限りではない。

3．業務条件

(1) 組合が支払う委託料

ア 落札金額(令和2年4月1日から令和5年3月31日の業務)に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額を業務委託料とする。

イ 本業務委託料の各月の支払い分は、業務委託料を36で除した金額とする。なお、1円未満の端数が生じた場合には、最終月に調整するものとする。

ウ 本業務の契約締結日から令和2年3月31日までは運転準備期間に該当し、この期間に生じる費用は事業者の負担とする。

(2)　業務の委託

事業者は、本業務の全部若しくは一部を外部に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、事業者があらかじめ書面により、本業務の一部について、外部に委託し、又は請け負わせることについて、組合の承諾を得た場合はこの限りではない。

第5 入札手続

1．入札に関する手続

(1) 入札説明書等の公表

入札説明書等の公表を次のとおり行う。

|  |  |
| --- | --- |
| **表3　入札説明書等の公表** | |
| 項目 | 内容 |
| 公表日 | 令和元年 9月20日(金) |
| 公表方法 | 組合のホームページ上で公表する。 |
| 公表資料 | 入札説明書、仕様書、落札者決定基準、様式集 |

(2)　入札説明書等に関する質問の受付と回答

入札説明書等の内容等に関する質問の受付と回答を次のとおり行う。

なお、電話及び口頭での回答など個別には対応しない。不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない旨を回答書に記載する。

|  |  |
| --- | --- |
| **表4　入札説明書等に関する質問の受付** | |
| 項目 | 内容 |
| 質問受付期限 | 令和元年 9月30日(月)午後3時まで。 |
| 質問の方法 | 入札説明書等に関する質問は様式第1号に、それぞれ質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。これ以外の方法(電話、口頭等)による質問は受け付けない。 |
| 提出先 | 伊勢広域環境組合 |
| 電子メールアドレス | ikkj@iserisaikuru.jp |
| 質問回答日時 | 令和元年10月 7日(月) |
| 回答の公表方法 | 組合のホームページに掲載する。 |

(3) 入札参加申込書及び入札参加資格審査申請書の提出

次により入札参加申込書及び入札参加資格審査申請書を受け付ける。

|  |  |
| --- | --- |
| **表5　入札参加申込書及び入札参加資格審査申請書の提出** | |
| 項目 | 内容 |
| 受付期限 | 令和元年10月11日(金)午後3時まで。 |
| 提出方法 | 正本1部をA4版フラットファイル2穴に綴じて、持参すること。 |
| 提出先 | 伊勢広域環境組合　清掃工場 |
| 提出書類 | ・入札参加申込書(様式第2号)  ・入札参加資格審査申請書(様式第3号)  ・同種業務に係る実績届出書(様式第4号)及び当該実績を有していることを証明する書類  (契約書の写し(発注者の公印が確認できること。))  ・登記事項全部証明書または履歴事項全部証明書  ・財務諸表の写し  (直近2期分の貸借対照表、損益計算書、税務申告の別表及び内訳書、など)  ・納税証明書  (受任営業所での申請の場合は、本店分、営業所分双方が必要。) |

(4) 現地見学及び資料閲覧

ア　開催日時等

現地見学及び資料閲覧(以下「現地見学等」という。)は次のとおり行うこととし、現地見学等の開催日については、提出された申込書(様式第6号,7号)の希望日を参考として組合で日程を調整の上、申込書提出者へ通知することとする。

|  |  |
| --- | --- |
| **表6　現地見学及び資料閲覧** | |
| 項目 | 内容 |
| 現地見学等の  開催期間 | 令和元年10月28日(月)から令和元年11月 1日(金)の  午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで。 |
| 申込期限 | 令和元年10月11日(金)午後3時まで。 |
| 申込の方法 | 現地見学に関する申込みは様式第6号に、資料閲覧に関する申込みは様式第7号に、それぞれ希望日を記載し、入札参加申込書等と併せて提出すること。 |
| 開催日の回答 | 令和元年10月21日(月)に入札参加資格要件を満たした応募者にのみ電子メールにて送付する。 |

イ　現地見学等にあたっての注意

(ｱ)　現地見学等は、午前又は午後の3時間を1単位とし、両方を希望する場合は同一日として、各入札参加者が現地見学と資料閲覧をそれぞれ1単位までとする。

(ｲ)　現地見学時に質問がある場合は、その場で応答するが、運転管理業務委託に直接関係するものについてのみ回答を行うものとし、必ずしも質問のすべてについて回答するものとは限らない。また、不当に混乱を招くことが危惧されると判断された質問については、回答しない。

(ｳ)　資料閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。

(ｴ)　現地見学等にあたってはカメラ・ビデオなどの記録媒体の使用は認めるが、資料のコピーは認めない。

(ｵ)　様式第8号「情報開示に係る誓約書」の提出が無い場合には、現地見学等を行わせないものとする。

(5) 入札参加資格の確認

組合は、提出された入札参加申込書及び入札参加資格審査申請書等の提出書類により本業務の入札参加資格要件を満たしているかどうかの確認を行う。

入札参加資格確認の結果については、令和元年10月21日(月)付で応募者に対し通知する。

(6)　入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、組合に対してその理由の説明を求めることができる。

イ 上記 ア の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和元年10月23日(水)午後3時までに、組合に提出する。郵送(令和元年10月23日(水)必着)又は持参によるものとし、電子メール及びFAXによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は令和元年10月28日(月)付で書面により行う。

(7)　入札の辞退

入札参加資格が認められた応募者(以下「入札参加者」という。)のうち、都合により入札を辞退したい場合には、入札辞退届(様式第5号)を提出すること。

|  |  |
| --- | --- |
| **表7　入札の辞退** | |
| 項目 | 内容 |
| 提出期限 | 令和元年11月8日(金)午後3時まで。 |
| 提出場所 | 伊勢広域環境組合 清掃工場 |
| 提出方法 | 持参とし、その他の方法を認めない。 |

(8)　業務提案書及び入札書の提出

ア　入札参加者は、次により本業務に関する業務提案書(様式第9号,第9-1号～第9-9号)及び入札書(様式第10号)を提出すること。提出された業務提案書が全て揃っていることを確認し、業務提案書に不備があった場合は失格とする。

|  |  |
| --- | --- |
| **表8　業務提案書及び入札書の提出** | |
| 項目 | 内容 |
| 提出及び入札日時 | 令和元年11月8日(金)午後3時まで。 |
| 提出場所 | 伊勢広域環境組合 清掃工場 |
| 提出方法 | 持参とし、その他の方法を認めない。 |
| 業務提案書 | 業務提案書は、各正1部、副15部を提出する。提出書等を電子データとしてCD-ROMにより1部提出すること。  ①　業務提案書の提出書(様式第9号)  ②　業務提案書(様式第9-1号～第9-9号) |

イ　入札価格記載要領

(ｱ)　入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を記入すること。

(ｲ)　入札書及び封筒の表面には会社名等を記載し、封筒裏面の糊付け部分の天地中央の3箇所に使用印鑑届出印で印を付さなければならない。この場合において、印は、入札書に押印したものと同一のものでなければならない。

(ｳ)　入札価格は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間の委託料とする。

ウ　業務提案書作成要領

(ｱ)　業務提案書は、様式集を使用し、用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4 版」縦置き横書き左綴じとする。

(ｲ)　業務提案書の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。

(ｳ)　業務提案書の副本は、会社名やロゴマークは一切使用しないこととし、入札参加資格確認結果の通知に記載されている「受付名」を記入すること。

(9)　開札及び再度入札

ア　開札日時等

開札の日時はプレゼンテーション及びヒアリングと同日に予定しており、日時及び場所の詳細については決定し次第、入札参加者に通知する。

イ　開札の手順

(ｱ)　入札執行回数は、原則として１回とする。ただし、開札後に予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行うことがあるので、使用印鑑届出印を持参の上、必ず上記の開札日・場所に時間厳守で来場すること。

(ｲ)　入札価格が予定価格を超える場合は、その入札参加者は、失格とする。ただし、再度入札を行う場合において、当該再度入札を行う前の入札（「初度の入札」をさす。）における予定価格を超えた入札参加者の取扱いについては、失格とは取り扱わないものとする。

(ｳ)　上記 (ｱ)(ｲ) に規定する再度入札において、入札価格が予定価格を超える場合は、その入札参加者は、失格とする。

(10) 業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング

業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを下記の要領により行う。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、入札参加者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開のもとで実施することを予定している。

|  |  |
| --- | --- |
| **表9　業務提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリング** | |
| 項目 | 内容 |
| 開催日時 | 令和元年12月22日(日) |
| 実施場所 | 伊勢広域環境組合 清掃工場　会議室 |
| 実施方法 | ・プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、入札参加申込書の受付順とする。  ・プレゼンテーションに用いるスライドの印刷物のみ、当日配布することを可とする。  ・プレゼンテーション及びヒアリングは入札参加者ごとに行い、時間は、1入札参加者につき60分程度(プレゼンテーション20分、ヒアリング30分、入替等10分)を想定する。  ・プレゼン等に出席する者は、提案参加者の職員とし、最大4名とする。  ・開始時間、その他の詳細な事項については、入札参加者に対して別途通知する。 |

(11) その他

ア 組合が提示する資料及び回答書は、入札説明書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

イ 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(ｱ) 提出及び入札日時までに業務提案書が提出されない場合

(ｲ) 業務提案書に虚偽の記載があった場合

(ｳ) 入札説明書等の規定に違反すると認められた場合

ウ　入札説明書に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| **表10　問い合わせ先** | |
| 項目 | 内容 |
| 担当課 | 伊勢広域環境組合 業務課  〒515－0505 三重県伊勢市西豊浜町653番地 |
| 担当者 | 坂本・西本 |
| TEL | 0596-37-1218 |
| FAX | 0596-37-1740 |
| E-mail | ikkj@iserisaikuru.jp |
| ホームページ | http://www.isekouiki.or.jp/ |

第6　落札者の決定

1．最優秀提案者の選定

(1)　審査委員会の設置

組合は、本業務を総合評価指名競争入札方式で実施するに際し、諸基準の策定等に関して協議及び検討を行うとともに業務提案内容の審査を行うことを目的に、学識経験者を含む委員で構成される伊勢広域環境組合総合評価審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。なお、審査委員会は非公開とする。

(2) 審査の方法

あらかじめ設定した落札者決定基準に従って、最優秀提案者を選定する。審査委員会は、入札参加者から提出された業務提案書及び入札書についてそれぞれ得点化し、それらを合計した総合評価点の最も高い者を最優秀提案者として選定する。

(3)　審査項目

審査項目は、落札者決定基準に示す。

2．落札者の決定

組合は、審査委員会が選定した最優秀提案者を、落札者として決定する。

3．結果の公表

(1)　入札結果

ア　入札結果は、令和2年1月下旬に入札参加者に文書で通知する。

イ　電話等による問い合わせには応じない。

(2)　審査講評

業務委託契約締結後、審査講評を組合のホームページにて公表する。

第7　契約概要

1．契約の概要

(1)　契約手続

ア　組合は、落札者を決定し、落札者と契約を締結する。

イ　契約書は、組合所定のものを使用する。

ウ　契約の締結に際しては、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納めなければならない。

エ　契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって、これに代えることができる。

(ｱ)　国債、地方債、鉄道債券、金融債その他政府の保証のある債券

(ｲ)　金融機関等が振り出し、又は支払い保証をした小切手若しくは手形

(ｳ)　組合の管理者が確実と認める金融機関等に対する定期預金債券

(ｴ)　組合の管理者が確実と認める金融機関等の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条4項に規定する保証事業会社の保証

オ　組合は、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

(ｱ) 契約者が保険会社との間に組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(ｲ)　契約者があらかじめ管理者の承認を得て、確実な担保の提供をしたとき。

(2)　契約の締結

業務委託契約の締結は、令和2年1月下旬を予定している。

(3)　その他

落札者が契約を締結しない場合は、総合評価指名競争入札の総合評価点の高い者から順に契約交渉を行い、合意に達した場合、随意契約により契約を締結する。

2．業務の継続が困難となった場合の措置

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

ア 事業者の提供するサービスが、業務委託契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により業務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出、実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善することができなかったときは、組合は、業務委託契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、業務委託契約に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は業務委託契約を解除することができる。

ウ 上記アイの規定により組合が業務委託契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 組合の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

ア 組合の責めに帰すべき事由に基づく業務不履行により業務の継続が困難となった場合、事業者は業務委託契約を解除することができる。

イ 上記アの規定により事業者が業務委託契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) 事業者及び組合の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他組合又は事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、組合及び事業者双方は、業務継続の可否について協議する。

なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、組合及び事業者は、業務委託契約を解除することができる。